



長野県報

10月11日(火)
平成23年
(2011年)
第2309号

目次

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 1

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室) 5

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室) 6

保安林予定森林にする旨の通知(6件)(森林づくり推進課) 6

公共測量の実施(建設政策課) 8

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 8

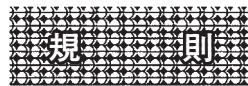
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 9

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) 10

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(3件)(都市計画課) 11

正誤(道路管理課) 14



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第64条中「、第4項及び第6項」を「及び第4項」に改め、「、第4項、第6項、第8項及び第10項」を削り、「、条例第40条の12の6第2項、条例第40条の12の7第3項、条例第40条の13第2項並びに条例第40条の13の2第2項」を「及び条例第40条の12の6第2項」に改める。

第66条第1項中「、第3項若しくは第5項」を「若しくは第3項」に改め、同条第3項中「、第4項及び第6項」を「及び第4項」に改める。

第66条の6第1項中「、第3項、第5項、第7項若しくは第9項」を削り、「、条例第40条の12の6第1項、条例第40条の12の7第1項若しくは第2項、条例第40条の13第1項又は条例第40条の13の2第1項」を「又は条例第40条の12の6第1項」に改め、同条第3項中「、第4項、第6項、第8項及び第10項」を削り、「、条例第40条の12の6第2項、条例第40条の12の7第3項、条例第40条の13第2項並びに条例第40条の13の2第2項」を「及び条例第40条の12の6第2項」に改める。

第66条の7第1項及び第2項中「、第4項及び第6項」を「及び第4項」に改め、「、第4項、第6項、第8項及び第10項」を削り、「、条例第40条の12の6第2項、条例第40条の12の7第3項、条例第40条の13第2項並びに条例第40条の13の2第2項」を「及び条例第40条の12の6第2項」に改め、同条第3項中「、第4項、第6項、第8項及び第10項」及び「、条例第40条の12の7第3項、条例第40条の13第2項、条例第40条の13の2第2項」を削り、「、第4項及び第6項」を「及び第4項」に改める。

第117条第1項中「第40条の15」を「第40条の14」に改める。

様式第51号の一般用中「事業税」を「個人の事業税」に改め、同様式の法人の県民税用の次に次のように加える。

(法人の事業税用)

減免申請書 (法人の事業税分)

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

申請者

所在地

法人名

(電話番号

印

)

長野県県税条例第39条の6の2の規定により、下記のとおり、減免してください。

記

事業年度	年 月 日から	納 期 限	年 月 日	税 額	円
	年 月 日まで				
減免を受けようとする理由					
備考					

様式第51号の不動産取得税用中「第40条の16」を「第40条の15」に改め、同様式中の中古自動車に係る自動車税用中「(中古自動車に係る自動車税用)

減免申請書 (中古自動車に係る自動車税用)

を

」

「(商品中古自動車に係る自動車税用)

減免申請書(商品中古自動車に係る自動車税用)

に改め、同様式の中古

」

自動車に係る自動車税用の注の1中「中古自動車」を「商品中古自動車」に改め、同注の4中「第85条の4第6項第2号」を「第85条の4第5項第2号」に改め、同様式の中古自動車に係る自動車税用の次に次のように加える。

(狩猟税用)

減免申請書(狩猟税分)			
長野県 地方事務所長 殿 (長野県知事)		年 月 日	
申請者 住(居)所 氏 名 (電話番号)		印)	
長野県県税条例第142条の4の規定により、下記のとおり、減免してください。			
記			
年 度		税 額	円
狩 猟 免 許 の 種 類		免 許	
減免を受けようとする理由			

様式第85号中「、第40条の12の4第4項、第40条の12の4第6項、第40条の12の4第8項、第40条の12の4第10項」及び「、第40条の12

の7第3項、第40条の13第2項、第40条の13の2第2項」を削り、
「 移 転(供用) 年月日(期間) 」 を 「 移 転 年 月 日 」 に改め、同様式の

注の1中「移転(供用)年月日(期間)」を「移転年月日」に、「施設建築物等」を「建築施設の部分等」に改め、「、中小企業集積活性化施設等の譲渡年月日」を削り、「、換地」を「又は換地」に改め、「、土地若しくは家屋を寄宿舎の用に供した年月日若しくは期間又は土地を農業の用に供した年月日」を削り、同注の2中「施設建築物等」を「建築施設の部分等」に、「組合員等、中小企業集積活性化施設等の譲渡を受けた組合員若しくは所属員」を「者」に改める。

様式第86号中「、附則第16条第5項」及び「、附則第16条第6項」を削る。

様式第88号中「、附則第16条第5項」を削る。

様式第88号の9中
 「(第40条の12の4第1項(第3項、第5項、第7項、第9項)) (施設建築物等)
 (第40条の12の5第1項) (中小企業集積活性化施設等)
 (第40条の12の6第1項) (農地等) を
 (第40条の12の7第1項(第2項)) (換地)
 (第40条の13第1項) (寄宿舎)
 (第40条の13の2第1項) (現物出資に係る土地)」

「(第40条の12の4第1項) (建築施設の部分等) 「移転(供用)」
 (第40条の12の5第1項) (農地等) に、 年月日(期間) を
 (第40条の12の6第1項) (換地)」

「移転年月日」に改め、同様式の注の1中「移転(供用)年月日(期間)」を「移転年月日」に、「施設建築物等」を「建築施設の

部分等」に改め、「、中小企業集積活性化施設等の譲渡年月日」を削り、「、換地」を「又は換地」に改め、「、土地若しくは家屋を寄宿舎の用に供した年月日若しくは期間又は土地を農業の用に供した年月日」を削り、同注の2中「施設建築物等」を「建築施設の部分等」に、「組合員等、中小企業集積活性化施設等の譲渡を受けた組合員若しくは所属員」を「者」に改める。

住宅の用に供する土地

被収用不動産等の代替不動産 「入会(旧慣使用)林野の整備による土地

様式第90号の入会(旧慣使用)林野の整備による土地用中心身障害者の雇用に係る施設を

心身障害者の雇用に係る施設 認定事業再構築計画等に係る不動産」

認定事業再構築計画等に係る不動産

「心身障害者の雇用に係る施設 認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産」に改め、同表面中「、附則第16条第6項」を削り、同裏面の注の1中「第40条第13項」

を「第40条第12項」に改め、同注の2中「第40条第14項」を「第40条第13項」に改め、同注の3の(3)を削り、同3の(4)中「日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等」に改め、同(4)を同3の(3)とする。

譲渡担保財産

施設建築物等

中小企業集積活性化施設等

様式第90号の農地等用中

換地

寄宿舎

現物出資に係る土地

「施設建築物等

中小企業集積活性化施設等

農地等

換地

寄宿舎

現物出資に係る土地」

「建築施設の部分等

農地等に改め、「、第40条の12の4第

換地

4項、第40条の12の4第6項、第40条の12の4第8項、第40条の12の4第10項」及び「、第40条の12の7第3項、第40条の13第2項、第40

譲渡担保財産

施設建築物等

中小企業集積活性化施設等

条の13の2第2項」を削り、「移転(供用) 移転予定 年月日 年月日」に改め、同様式の農地等用の注の1中

移転(供用)
 予定年月日
 (期間)

移転予定
 年月日

換地

寄宿舎

現物出資に係る土地

「移転(供用) 予定年月日(期間)」を「移転予定年月日」に、「施設建築物等」を「建築施設の部分等」に改め、「、中小企業集積活性化施設等の譲渡予定年月日」を削り、「、換地」を「又は換地」に改め、「、土地若しくは家屋を寄宿舎の用に供する予定年月日若しくは期間又は土地を農業の用に供する予定年月日」を削り、同注の2中「施設建築物等」を「建築施設の部分等」に、「組合員等、中小企業集積活性化施設等の譲渡を受ける組合員若しくは所属員」を「者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課